

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業 審議会の職務に関する説明資料

○審議会の主な権限

審議会の権限については、土地区画整理法第56条第3項において、「審議会は、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項においてこの法律に定める権限を行う。」旨規定されております。

・意見聴取事項

審 議 事 項	内 容
換地計画(変更の縦覧及び意見書の処理に関する事項) (法第88条第6項、法第97条第3項)	・縦覧に供すべき換地計画(変更)の作成及び提出された意見の内容審査をする場合
仮換地の指定 (法第98条第3項)	・仮換地を指定する場合
減価補償金の交付額に関する事項 (法第109条第2項)	※当地区では該当なし
その他の事項	・換地設計基準を決定する場合 ・換地設計を決定する場合

・同意事項

審 議 事 項	内 容
評価員に関する事項 (法第65条第1項)	・評価員を選任する場合 ※知事は、土地及び土地について存する権利の価額等を評価しなければならず、その評価については、評価員の意見を聞かなければならない。
宅地地積の適正化に関する事項 (法第91条)	・過小宅地に基準となる地積を定める場合 ・過小宅地について換地を定めない場合 ・過小宅地を適正化するため課題宅地について特に減じて換地する場合
特別の宅地の措置に関する事項 (法第95条)	・鉄道・学校・病院等特別の宅地に対してその位置、地積等に特別の考慮を払い換地を定める場合 ・公共公益施設について、清算金に特別の定めをする場合 ・公共施設の用に供している宅地について換地を定めない場合